

しょうがい ひと えんじょしゃ
障害のある人と援助者でつくる
にほんぐるーぷ ほーむ がっかい かいそく
日本グループホーム学会 会則

だいいちじょう なまえ
第 1 条 (名前)

がっかい なまえ しょうがい ひと えんじょしゃ にほんぐるーぷ ほーむ がっかい
この学会の名前は「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」です。

だいにじょう もくてき
第 2 条 (目的)

ひと だれ ちいき ひと じゅう く けんり
1. 人は誰でも地域で その人らしく 自由に暮らす 権利があります。

がっかい しょうがい ひと こうれいしゃ そんけい どりつ ひと ほこ く
この学会は、障害のある人や高齢者が尊敬され、独立した人として誇りをもって暮らすための
ほうほう どうじしゃ けんきゅう もくてき
方法を、当事者ととともに研究し、つくりだすことを目的とします。

ぐるーぷ ほーむ ひと ほこ い たいせつ く ば
2. グループホームは、人として誇りをもって生きるための、大切な暮らしの場のひとつです。

がっかい ぐるーぷ ほーむ く ひと ひと い じゅうきよ
この学会は、グループホームで暮らす人が、その人らしく、よりよく生きてゆくために、住居のあり
かた しえん かた ねんきん きゅうよ じゅうきよ かいご せいかつほしょうぜんたい
方、支援のあり方、さらに、年金、給与、住居、介護など生活保障全体について、さまざまな
たちば しら かんが
立場からよく調べ、考 えます。

だいさんじょう じぎょう
第 3 条 (事業)

もくてき たっせい がっかい つぎ じぎょう
こうした目的を 達成するために、この学会は次の事業をおこないます。

けんきゅう ちょうさ かいはつじぎょう かだい かんが しら ひつよう かつどう
1. **研究・調査・開発事業** (課題について考 え、調べ、必要なものをつくりだす活動)

じょうほうこうかい じょうほうていきょう じょうほうこうかんとうじぎょう じょうほう やくだ かつどう
2. **情報公開・情報提供・情報交換等事業** (情報をあきらかにし、役立てる活動)

せいさくていげんとうじぎょう じぶん かんが くに じちたい せいさく むすび かつどう
3. **政策提言等事業** (自分たちの考 えを国や自治体につたえ、政策に 結 びつける活動)

けんしゅう けいはつとうじぎょう かだい はな あ とも りかい ふか かつどう
4. **研修・啓発等事業** (課題について話し合い、共に理解を深める活動)

たもくてき たっせい ひつよう じぎょう
5. **その他目的を達成するために必要な事業**

だいよんじょう かいじん
第4条 (会 員)

- かいじん がっかい もくてき さんせい こじん
1. 会員は、この学会の目的に賛成する個人です。
ぐるーぶ だんたい かいじん
グループや団体が会員になることはできません。
- かいじん じょうほうかいじん いっぱんかいじん ほんにんかいじん
2. 会員には、情報会員、一般会員、本人会員があります。
じょうほうかいじん まいとし えん いっぱんかいじん まいとし えん ほんにんかいじん まいとし えん かいひ
情報会員は毎年6000円、一般会員は毎年5000円、本人会員は毎年1000円を会費
がっかい
として学会にはらいます。
- がっかい もくてき ほん がっかい しんよう うしな かいひ いちねんいじょう
3. この学会の目的に反したり、学会の信用を失うようなことをしたり、会費を1年以上 はらわな
ばあい かいじん しかく うしな
った場合は、会員の資格を失うことがあります。
- かいじんしかく にゅうかいもう こ じゅり ねんど がつ よくねん がつ
4. 会員資格は、入会申し込みが受理された年度の4月から翌年の3月までとします。
- たいかい もう で ひ かか ねんどまつ じゅり
5. 退会は、申し出があった日に関わらず、年度末に受理します。
ねんどとちゅう たいかい もう で もの ねんど かいひ
年度途中で退会を申し出た者も、その年度の会費をはらうこととします。

だいがじょう そうかい
第5条 (総 会)

- そうかい ねん かい
1. 総会は年1回ひらきます。
- そうかい がっかい さいこうぎけつきかん
2. 総会はこの学会の最高議決機関です。
そうかい ぎけつ しゅっせきしゃ かはんすう さんせい ひつよう
総会の議決には、出席者の過半数の賛成が必要です。
- そうかい がっかい じぎょう かん よさん けっさん かん き
3. 総会では、この学会の事業に関する事、予算・決算に関する事を決めます。

だいろくじょう だいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ
第6条 (代 表 ・ 副 代 表 ・ 事 務 局 長 ・ 監 事)

- がっかい だいひょう めい ふくだいひょう めい じむきょくちょう めい かんじ めい
1. この学会には、代表1名、副代表3名、事務局長1名、監事2名をおきます。

- だいいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ うんえいいんかい う そうかい き
2. 代表・副代表・事務局長・監事は、運営委員会のすいせんを受け、総会で決めます。

だいななじょう だいいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ やくわり にんき
第7条（代表・副代表・事務局長・監事の役割と任期）

- だいいひょう がっかい だいいひょう がっかい
1. 代表はこの学会を代表し、学会をまとめます。
- ふくだいひょう だいいひょう ほさ がっかい もくてきじげん かつどう だいいひょう やくわり
2. 副代表は代表を補佐し、学会の目的実現のために活動します。また、代表が役割をはたせ
なくなつた場合は、つぎの代表がきまるまで、代表の仕事をかかわつて行います。
- じむきょくちょう がっかい じつむ せきにんしゃ
3. 事務局長はこの学会の実務の責任者です。
- かんじ がっかい うんえい てきせい かんさ そうかい ほうこく
4. 監事は、学会の運営が適正におこなわれているかどうかを監査し、総会に報告します。
- だいいひょう ふくだいひょう じむきょくちょう かんじ にんき ねん さいせん
5. 代表・副代表・事務局長・監事の任期は3年です。再選もみとめます。

だいはちじょう うんえいいん うんえいいんかい
第8条（運営委員・運営委員会）

- うんえいいんかい そうかい き がっかい うんえい きやうぎ がっかい かつどう かつぱつ
1. 運営委員会は総会で決まつたことにそつて学会の運営を協議し、学会の活動が活発におこな
われるようにします。
- うんえいいん かいいん なか そうかい しょうにん
2. 運営委員は、会員の中からえらばれ、総会で承認されます。
- うんえいいん にんき ねん さいせん
3. 運営委員の任期は3年です。再選もみとめます。
- うんえいいん かず ひつよう めい
4. 運営委員の数は必要におうじて15～20名くらいとします。

だいきゅうじょう じょうせついいんかい りんじいいんかい
第9条（常設委員会・臨時委員会）

- がっかい かつどう かつぱつ つぎ じょうせついいんかい
1. 学会の活動を活発におこなうために、次の常設委員会をおきます。
- | | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|---|--------------------------------------|
| そうむいいんかい
総務委員会 | こうほういいんかい
広報委員会 | ちやうさけんきゅういいんかい
調査研究委員会 | にゅうきょしゃいいんかい
入居者委員会 |
|---------------------------------|----------------------------------|---|--------------------------------------|
- かくいいんかい
2. 各委員会は、つぎのことをおこないます。
- | | |
|--|---|
| そうむいいんかい
総務委員会 | がっかいうんえい しきん かいいん かつどう
～学会運営のための資金をあつめたり、会員をふやすための活動 |
| かいいん かつどう
会員の活動をたすけ、ほかの団体とのつながりをつくる活動 | だんたい かつどう |
| こうほういいんかい
広報委員会 | こうほうし かいいん じやうほう かつどう
～広報誌などをつくり、会員にやくだつ情報をとどける活動 |
| ちやうさけんきゅういいんかい
調査研究委員会 | ひつよう しりよう かだい かんが
～必要な資料をつくり、それをつかつて課題について考え、 |

ひつよう ていあん かつどう
必要なものを提案していく活動

にゆうきよしやいいんかい
入居者委員会

にゆうきよしやほんにん ぐるーぷほーむ かんが
～入居者本人がグループホームでの暮らしについて考え、

いけん いきかい だ かつどう
意見を言う機会をつくり出す活動

- がつかい ひつよう りんじいいんかい
3. 学会は必要におうじて、臨時委員会をつくることができます。
- かくいいんかい いいん うんえいいんかい う だいひよう いにん
4. 各委員会の委員は、運営委員会のすいせんを受けて、代表が委任します。
- じょうせついいんかい いにん にんき ねん さいにん
5. 常設委員会の委任の任期は3年です。再任もみとめられます。
- りんじいいんかい いいん にんき ひつよう だいひよう き
臨時委員会の委員の任期は、必要におうじて代表が決めます。
- かくいいんかい じむ うんえいいん ぶんたん
6. 各委員会の事務は、運営委員が分担しておこないます。

だいじゅうじょう こもん 第10条（顧問）

がつかい ひつよう こもん
学会は必要におうじて顧問をおくことができます。

だいじゅういちじょう かいけい 第11条（会計）

- がつかい けいひ かいひ た しゅうにゆう
1. この学会の経費は、会費その他の収入をあてます。
- かいけい ねんど まいとし がつ にち よくねん がつ にち
2. 会計の年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわります。

だいじゅうにじょう じむきょく 第12条（事務局）

がつかいじむきょく よこはましなかくほんもくちょう
学会事務局は、〒231-0806 横浜市中区本牧町1-120におきます。

だいじゅうさんじょう かいそく へんこう 第13条（会則の変更）

かいそく そうかい ぎけつ へんこう
この会則は、総会の議決によって変更できます。

だいじゅうよんじょう 第14条

かいそく さだ ひつよう じこう うんえいいんかい さだ
この会則に定めるほかに、必要な事項については、運営委員会において定める。

ふそく かいそく ねん がつ にち じっし
付則 この会則は、2004年7月31日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2005年6月4日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2006年6月17日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2007年7月7日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし ねんどそうかい けつぎ もと
この会則は、2010年6月12日より実施します。ただし、2010年度総会の決議に基
づき、かいひ へんこう ねん がつ にち じっし
づき、会費の変更は2010年4月1日より実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし かいひ へんこう ねんどぶん
この会則は、2015年7月11日から実施します。ただし、会費の変更は2016年度分
じっし
より実施します。

かいそく ねん がつ じっし
この会則は、2020年10月1日から実施します。